

第 1 5 章の 2 避難設備の基準（危政令第 2 1 条の 2）

避難設備の技術上の基準（危省令第 3 8 条の 2）

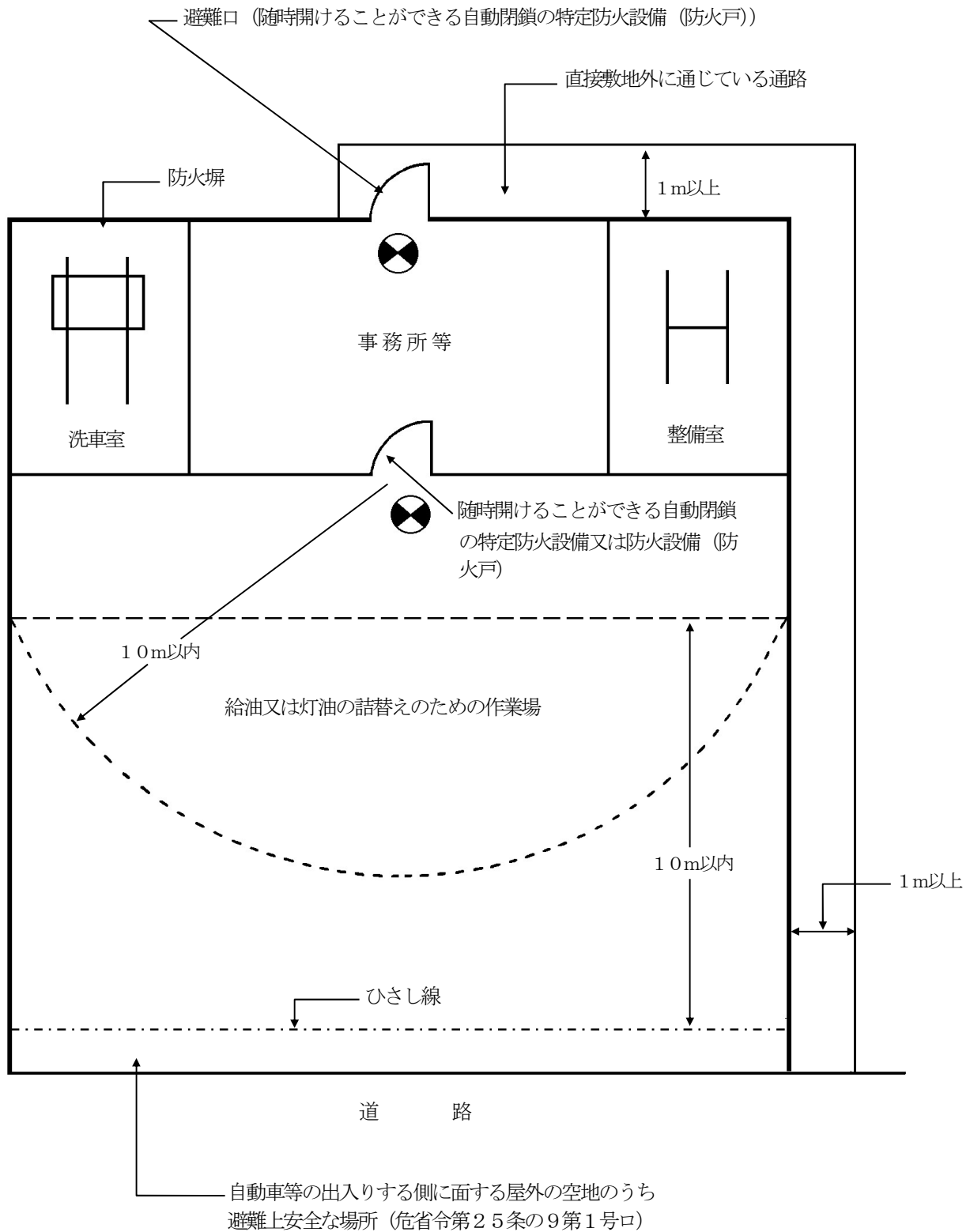
1 避難設備の設置区分（危省令第 3 8 条の 2 第 1 項）

区 分	製造所等の 区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2階を危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 6 号の用途に供 するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱 所で、敷地外に直接通じる 避難口が設けられ、壁等で 区画された事務所等を有す るもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
—	上記以外のもの		

2 避難設備の技術基準（危省令第 3 8 条の 2 第 2 項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えない。(H1 危 44)
- (3) その他、施行令第 2 6 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例によること。

例図



誘導灯の位置